

放課後ルーム待機児童解消プラン（緊急対策）

目的

- ・ 放課後ルーム待機児童の解消
- ・ こどもが安全に安心して過ごせる放課後の居場所づくりの拡充

目標

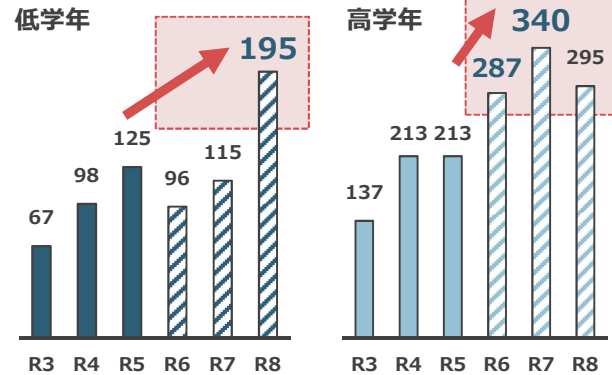
令和7年度の待機児童解消

概要

近年、本市放課後ルームの待機児童数が増加している。令和4年度は全国ワースト3位の311人、令和5年度はそれを上回る338人となり、全国でも特に多い待機児童が生じている。

令和6年度以降も多くの待機児童の発生が見込まれることから、令和7年度の待機児童解消を目指し、下記3本柱の対策を中心とした施策を積極的に展開することで、スピード感を持って待機児童の解消に取り組む。

放課後ルーム待機児童の推移



低学年：令和8年度に大幅に増加する見込み

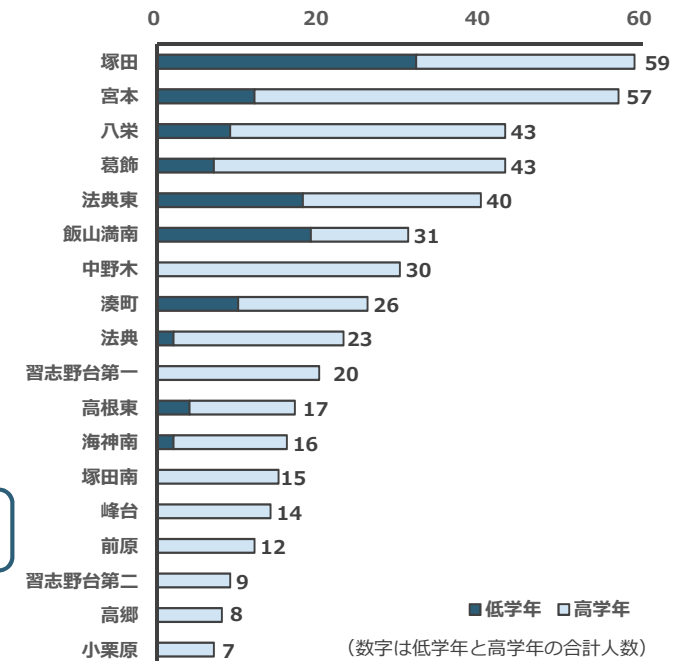
高学年：令和6年度から大幅に増加する見込み

市全体の待機児童数の見込み

R6：383人 ▶ R7：455人 ▶ R8：490人

放課後ルーム待機児童解消の緊急対策を実施

学校別・令和7年度待機児童数見込み



(数字は低学年と高学年の合計人数)

(待機児童数は各年5月1日時点、推計値は令和5年11月時点の値)

船橋市の放課後ルーム待機児童数ゼロを目指して

緊急対策 新たな整備を伴わない速やかな放課後ルーム受入数の拡充

① 学校施設のさらなる活用

令和5年8月の国通知※により学校施設の有効活用のさらなる促進について改めて示されたことから、他市事例も参考に、学校と協議しながら、余裕教室や特別教室等の学校施設のさらなる活用を進めます。

※ 令和5年8月31日付・こ成環第125号及び5教地推第71号・こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、同省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、同省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知

② 受入上限数の弾力的な見直し

令和3年度に導入したシステムにより、児童の出席状況の把握・分析が行えるようになったことから、日々の放課後ルーム出席状況等を考慮して、学校ごとに受入上限数を弾力的に見直します。

国のこども・子育て政策、社会情勢に対応した対策

対策 こどもが安全に安心して過ごせる放課後の居場所の拡充

③ 近隣公共施設の活用

学校施設のさらなる活用が困難な場合等に、児童ホーム等の市の既存施設を活用します。

緊急対策を下支えするための体制構築・強化

対策 児童の受入を可能とする体制の整備

- ✓ 勤務体制の柔軟化
- ✓ エリア管理者制の検討

この他、放課後ルームの円滑な運営のため下記検討を行う

- ・ 事務の効率化・デジタル化の検討
- ・ 放課後ルーム増設の検討
- ・ 人員確保に向けた民間活力の活用検討